

令和6年10月16日

令和6年第10回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年10月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭	5番 藤中 京子
6番 小川 栄太郎	7番 上尾 家隆	8番 藤本 哲
9番 中尾 正浩	10番 黒崎 友美	11番 塚田 由美子
14番 藤村 浩司	15番 刀祢明 薫	16番 森川 稔己
17番 清弘 進	18番 梅川 仁樹	

3 本日の総会に欠席した委員

1番 小林 増次	4番 隅 ふじ江	12番 原田 孝親
13番 林 聖文		

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次長 後 詳子
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	美和支所 宮本 伝
錦支所 藤高 朝代	事務局 木村 吉秀

5 会長は、午前10時00分、委員総数14名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

14番 藤村 浩司 15番 刀祢明 薫

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第35号 農用地利用集積計画について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について
2 農地法第5条の規定による届出の受理について
3 農地法第5条の規定による事業計画の変更について
4 農地法第5条の規定による許可処分の変更について
5 農地所有適格法人報告書の提出について
6 農地埋立届について

7 現況証明について

8 議 事 議 長

それでは、ただ今より令和6年第10回農業委員会総会を開催いたします。本日は、委員総数18名のうち14名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、14番藤村浩司委員と15番刀祢明薫委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

では早速、議案に移ります。「議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

1番につきましては、10番委員が行政書士として申請者の代理人となっておりますので、一旦議場から退出をお願いいたします。

(10番委員 退出)

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は149㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

それでは追加説明をいたします。申請地は小瀬供用会館から南西へ250mに位置する農地です。

譲渡人は高齢のため、耕作の継続が困難となり、後継者もないことから、申請地を譲り渡すことにしたものです。

譲受人は申請地近くの土地建物を買い受け、居住する予定ですが以前から興味のある農業を行いたいと思い、当該申請地を譲り受けることにしたとのことです。小規模な農地のため自家消費用に野菜類を栽培することです。

9月26日に事務局職員と一緒に調査項目に従い現地調査を行いました。申請地は購入予定の自宅から50mの距離にあります。近隣農地への影響もなく、3条許可は適当と思われまふ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

10番委員は入場してください。

(10番委員 入場)

それでは、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。面積は294㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第9番

それでは追加説明をいたします。申請地は川下出張所から南に約700mに位置する農地です。

譲渡人は高齢のため耕作が困難となり、後継者もないことから、申請地の近隣で耕作していた譲受人に譲り渡すことにしたということです。

譲受人も以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲受人から申し入れがあったので、これに応じることにしたそうです。これまで通りさつまいも、里芋、大根等の野菜を耕作するということです。

9月27日に事務局職員と現地調査を行いました。調査項目全てに問題なく、3条申請は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

それでは、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地や所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。面積は450㎡他1筆、合計967㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第3番

それでは追加説明いたします。申請地は灘出張所から南西方向で約2kmに位置している高台の農地でございます。

譲渡人は相続により取得したが、農業を行う予定はなく譲渡を模索しておりました。今回、以前より当農地を借りて耕作している譲受人と話がまとまり、売却することになりました。

9月25日、事務局と現地調査を行いました。農地は譲受人の住居に隣接し、現在みかんが栽培されておりました。日当たりも良く、段々畑で排水もよく柑橘栽培の適地と思ひました。また、灌水は小川に隣接しておひまして、問題ありません。今後も継続してみかんと空き地には野菜栽培していくとのこと。です。

その他調査項目に従って確認いたしました。特に問題になる点はなく許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番、5番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番、5番について事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は14㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。

5番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は89㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明をいたします。申請地は愛宕出張所から南東に約900mに位置する農地です。

まず番号32-4の方ですが、譲渡人は相続で農地を受け取り、貸していたが農業することもなく、今後のことを考え農地を手放そう考えていたところ、譲受人が買い取ってくれることになったということです。

譲受人は農業するのに、隣の土地を利用したいと考えていた所、譲渡人から農地を譲りたいとの申し出があったため応じることにしたそうです。

番号32-5についてですが、譲渡人は高齢のため、耕作放棄地となっていたが、譲受人が買い取ってくれることになったということです。

譲受人は申請地の隣接地を購入したところ、隣接地の一体利用により作業効率を上げるために譲り受ける事にしたということです。今後は、果実等を作付けする予定だそうです。

9月27日に事務局職員と現地調査を行いました。調査項目全てに問題なく、3条申請は適当と思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番、および5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番由宇地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は675㎡他2筆、合計2,096㎡です。申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは説明をいたします。申請地は由宇総合支所より南西へ約1kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

譲渡人は高齢のため、耕作が困難となり、この土地について売りたい意向があり、譲受人よりの所有権移転の申出に応じることとしたものです。

一方、譲受人は経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人が当該申請地を売りたいという話があったため、譲渡人に農地の権利移動を申し出たものです。

10月2日、事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。問題となる点はなく、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事務局

7番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は71㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より北へ約300mに位置する農地です。

譲渡人は高齢のため、農業を維持することが困難になったため、譲受人を探していました。

譲受人は自宅に隣接した農地が売却の意向があることを知り、譲り受けを申し出たものです。以前より野菜の栽培に興味があり、適当な耕作地を探していましたが、申請地が隣接した農地であり、ぜひにと希望したものです。農業経験は全くないため、譲渡人や近隣の農業経験者に教を請いながら耕作していきたいとのことでした。

9月26日、事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

8番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は357㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

それでは追加説明をいたします。申請地は周東総合支所 日向より西南へ約1.93kmに位置する農地です。

譲渡人は高齢になり、耕作することが困難となったため農地と隣接する譲受人に贈与することにいたしました。

譲受人は農業に興味があり、自宅に隣接した土地を贈与したいとの申し出があったため受けることにいたしました。譲受人は、定年を機に農業経営に参入し、自宅隣の土地を当面は畑として自家用野菜を栽培する予定です。一連の作業は本人が行う。農機具を保有していないため、トラクター、草刈機等を購入する予定です。地域の方々に教えていただきながら、営農していきたいと思っております。いずれは農協へ出荷したいと思っております。

10月2日、支所担当職員と現地で調査項目に従って調査いたしました。問題ないと思います。どうかご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

9番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、畑及び田。現況、畑。

面積は101㎡他1筆、合計190㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の原田委員が欠席ですので、担当の宮本主査が代理で追加説明をします。

事 務 局

美和支所の宮本です。原田委員より説明文を預かっておりますので読み上げます。

申請地は美和総合支所から北へ約450m程度の農地で、譲渡人は相続で

譲り受けたものの、大阪府の遠方に住んでおり管理できないため処分したいと思っていました。

経緯については、譲受人の母の葬儀の際にたまたま葬儀社の方に相談した所、その葬儀社を経営されている譲渡人に売買することになったと聞いております。

譲渡人は自身が所有する申請地に隣接する家屋敷も譲受人に譲り渡すこととしており、譲受人は申請地と野菜畑で大根、トマト、キュウリなどを育てたいと思い、今回申請に至ったものです。

申請地は9月18日に事務局とともに調査項目と照らし合わせて、現地調査を行いました。いずれの項目も問題はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。農業委員原田孝親、預かった説明文は以上でございます。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

続いて、「議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番由宇地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,762㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは説明をいたします。本申請地は由宇総合支所より南へ約1.6kmの場所に位置する農振農用地区域外の第2種農地です。

譲渡人は高齢のため、耕作が困難となり、親族一同も継ぐ意思がないため譲受人からの転用の申し出を受け、売却をすることとしたものです。

一方、譲受人は太陽光発電設置等も行っている業者であり、太陽光発電設備の設置場所を探していたところ、申請地は日照条件も良く、太陽光設備にふさわしいと判断し、今回譲渡人との売買となる運びとなりました。

10月2日に事務局支所担当者とともに現地調査を行い、周辺農地の影響もなく、適当と思われます。が現在、河川法等の許可を申請中であり、その許可が下りれば問題はないと思います。皆様のご審議よろしく願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,248㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

それでは追加の説明をいたします。申請地は玖珂インターチェンジより南西へ約300mの所に位置しております。

譲受人は県内において10数ヶ所の太陽光発電事業を行っており、今回太陽光パネルを設置するのに適した土地を探していたところ、申請地が最適であるのでぜひ譲り受けたいということです。

譲渡人は申請地を耕作する予定がなかったところ、譲受人からぜひ譲ってほしいとの強い希望があり、譲り渡すことにしたということです。

9月30日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は393㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の建築です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

それでは追加説明いたします。申請地は玖珂支所 奏より西北西へ736mの所に位置しております。

譲受人は申請地が勤務地に近く、新居を建築するにあたり立地条件が最適であるため選定したということです。

譲渡人は高齢で遠方に居住していることもあり、管理を行うことが大きな負担となっているために譲り渡すことにしたということです。

9月30日、事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。

面積は1,043㎡他2筆、合計1,091.58㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは説明いたします。申請地は周東総合支所から南東に約3kmに位置します。

譲渡人は申請地を相続により取得しましたが、市外に居住していて今まで休耕しておりました。後継者、担い手もなく将来の管理も不安であったところに譲受人から申請地を有効利用したいとの要望があり、これに応じたものです。

譲受人はたびたびあがっております大阪の法人であります。山口県で488、岩国市では21基稼働しているということです。

9月26日、支所担当者と調査項目に従い調査をいたしました。周辺農地への影響もなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第34号農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

では、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番由宇地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、畑。現況、荒廃。面積は237㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は通路の設置及び山林原野化です。農地区分は第2種農地です。では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは説明をいたします。申請地は由宇総合支所より南へ約1.8kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

すでに宅地の通路および山林となっているため、農振地域の除外を申し出たものです。申請人は昭和54年ごろに適地がなく宅地の進入路として整備し、これまでの通路として利用しておりましたが、地目が畑であることがわかり、無断転用したことが判明をしたため、今回の農振除外申請に至りました。

申請地は集团的農地利用がなされている場所ではなく、周辺農地の農業利用に影響は及びません。農地の集団化や担い手等の農用地の利用実績に支障をきたす場所ではないと判断をいたしました。また、無断転用始末書も提出されております。農振除外については適当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を適格と認め、市長に回答します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番由宇地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、畑。面積は905㎡の内526㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は自己用住宅の建築です。農地区分は第2種農地です。では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは申請地の説明をいたします。由宇総合支所より西へ約1.8kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

自己用住宅を建設するため、農振地域の一部除外を申し出たものです。

申請人は、現在アパートに住んでおり、借り換えを考えていた所、申請地に隣接する土地に母と弟が住んでいますが同居するには狭く、弟と協力して親の生活支援をしたいという思いから、母の家に隣接する当該申請地に自己用住宅を建てたいと考えました。

申請地は道路および山に囲まれており、周辺農地の農業利用に影響を及ぼすことはなく、農地の集団化や担い手等の農用地の利用実績に支障をきたす場所ではないと判断をいたしました。農振除外については適当と思えます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を適格と認め、市長に回答します。
次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。
面積は733㎡他1筆、合計764㎡です。所有者は記載のとおり。
申請目的は農業用倉庫および育苗場の設置です。農地区分は第1種農地
です。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

それでは追加の説明いたします。申出地は玖珂支所 奏より西へ1kmの
ところに位置しております。

9月30日に事務局職員と現地調査を行いました。申出地は南側の優良
農地の集団からは外れており、周囲は道路と宅地に囲まれていることか
ら、農業上の支障はありません。また申出地は育苗場および農業用倉庫用
地にするということなので、農振地域、農用地利用計画を変更しても差し
支えないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を適格と認め、市長に回答します。
次に、4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田及び畑。現況、荒廃。
面積は343㎡他1筆、合計457㎡です。所有者は記載のとおり。
申請目的は進入路及び駐車場の設置です。農地区分は第1種農地です。
では担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第17番

追加説明を行います。申請地は周東総合支所 日向より西へ4.38kmに位
置する農地です。申出地を変更する理由は、30年前に自宅を新築した折
に、その土地が農地であることを全く考えずに進入路兼駐車場として舗装
整備したものであります。このことにつきましては始末書が提出されてお
ります。

10月2日、支所担当職員と現地で調査項目に従って調査いたしました。
問題はないと思います。どうかご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を適格と認め、市長に回答します。

次に、5番から10番の6件は総会において既に報告されている案件で
すので、一括審議としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番から10番について事務局より一括して議

案説明してください。

事務局

5番由宇地区

土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、畑及び田。現況、山林原野。

面積は1,170㎡他4筆、合計5,058㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は非農地証明です。農地区分は第2種農地です。

本件は7月総会において報告第5号現況証明で報告いたしております。

6番玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、山林原野。

面積は2,098㎡他1筆、合計2,959㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は非農地証明です。農地区分は第2種農地です。

本件は4月総会において報告第5号現況証明で報告いたしております。

7番周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、非農地。

面積は379㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、災害特例です。農地区分は第2種農地です。

本件は7月総会において報告第5号現況証明で報告いたしております。

8番周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、畑。現況、山林原野。

面積は199㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は非農地証明です。農地区分は第2種農地です。

本件は7月総会において報告第5号現況証明で報告いたしております。

9番美和地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、畑。現況、山林原野。

面積は1,521㎡他1筆、合計3,529㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は非農地証明です。農地区分は第2種農地です。

本件は6月総会において報告第5号現況証明で報告いたしております。

10番美和地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、畑。現況、山林原野。

面積は751㎡他1筆、合計942㎡です。所有者は記載のとおり。

申請目的は非農地証明です。農地区分は第2種農地です。

本件は8月総会において報告第5号現況証明で報告いたしております。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番から10番を適格と認め、市長に回答します。

事務局

続いて、「議案第35号農用地利用集積計画について」を上程します。
では、事務局より議案説明してください。

それでは説明します。まず表の見方について、少し説明させていただきます。利用権設定各筆の明細についてですが、地区別に番号を付しており、1番岩国地区から8番美和地区までに分けております。

なお、各筆明細のほかに、地区別集計表も配布しておりますので、合わせてご覧ください。それでは地区ごとに説明させていただきます。

1 番岩国地区

合計件数 1件。合計筆数 1筆。田、1筆。

合計面積 2,074 m²

作付けされるものは蓮根となっています。

2 番由宇地区

合計件数 1件。合計筆数 1筆。田、1筆。

合計面積 1,329 m²。

作付けされるものは水稻となっています。

3 番玖珂地区

合計件数 1件。合計筆数 2筆。田、2筆。

合計面積 1,832 m²。

作付けされるものは水稻となっています。

4 番本郷地区

今回は該当がありません。

5 番周東地区

合計件数 7件。合計筆数 10筆。うち田、9筆。畑、1筆。

合計面積 14,369 m²。

作付けされるものは水稻、野菜、蓮根となっています。

6 番錦地区

合計件数 15件。合計筆数 24筆。うち田、22筆。畑、2筆。

合計面積 25,469 m²。

作付けされるものは水稻、野菜、その他となっています。

7 番美川地区

合計件数 1件。合計筆数 1筆。田、1筆。

合計面積 555 m²。

作付けされるものは水稻となっています。

8 番美和地区

合計件数 1件。合計筆数 6筆。うち田、5筆。畑、1筆
合計面積 6,558 m²。
作付けされるものは水稻、栗となっています。

全域を合計しますと、
合計件数 27件。合計筆数 45筆。うち田、41筆。畑、4筆
合計面積 52,286 m²となっています。

契約期間別に集計しますと、3年未満が2件。3年以上6年未満が13件。6年以上10年未満が8件。10年以上が4件、合計27件となっております。

権利の種類別に集計しますと、使用貸借による権利の設定が22件。賃貸借による権利の設定が5件となっております、使用貸借が多くなっております。

更新と新規の別ですが、利用権の終わりの期限は全て3月31日としておりますことから、11月設定では更新はありませんので、全てが新規となっております。

地目別の筆数で集計しますと、田が41筆。畑が4筆となっております、ほとんどが田となっています。

作物別では、面積が大きい順に水稻、野菜などとなっています。以上、各筆明細の合計の説明とさせていただきます。

ただいま説明しました案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定された農用地利用集積計画の要件を満たしております。

なお、この農用地利用集積計画は本日の総会で決定いただいた後、農林振興課において令和6年11月1日に公告します。

各筆明細にあります利用権については、この公示をもって効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに貸し手と借り手の双方に通知します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの事務局の説明につきましては、本日配布しております議案書の9ページから16ページにそれぞれ詳細がありますので、そちらの方をご覧いただき、ご質問があれば挙手をお願いしたいと思います。何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

ご異議等がございませんので、この農用地利用集積計画について適当と認めることを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番岩国地区
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。

面積は995㎡です。届出人は記載のとおり。
転用目的は資材置場及び駐車場の設置です。農地区分は市街化区域です。

以上、1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、畑。
面積は392㎡他4筆、合計1,708㎡です。届出人は記載のとおり。
転用目的は宅地造成です。農地区分は市街化区域です。

他2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号農地法第5条の規定による事業計画の変更について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田。

面積は1,155㎡で他1筆、合計1,205㎡です。

申請人は記載のとおり。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

変更の内容は、令和5年5月16日付「指令令5岩農委許第5号29」による許可のうち「事業の継承及び工事期間の延長」を行うものです。事業実施者である法人の代表者の変更による事業継承及び、事業計画の工事期間を今回の承認、令和6年8月28日後の1年に変更するものです。

議 長

報告第4号農地法第5条の規定による許可処分の変更について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田。面積は1,084㎡です。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

変更の内容は令和6年9月17日付「指令令6岩農委許第5号の76」による許可中、申請後に譲渡人が死亡し、相続登記が完了したため、現在の譲渡人に変更するものです。

議 長

報告第5号農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告し

てください。

事務局

1 番岩国地区

報告年月日は令和6年8月27日。法人の住所、名称は記載のとおり。事業年度は6月1日から5月31日。法人形態は株式会社です。事業の種類、構成員数、業務執行役員数などは要件を満たしております。他3件、合計4件の届出がありました。

議長

報告第6号農地理立届について、事務局より報告してください。

事務局

1 番玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田及び畑。
面積は1,130㎡他3筆、合計2,177㎡です。
申請人は記載のとおり。転用目的は畑地造成です。
以上、1件の届出がありました。

議長

報告第7号現況証明につきましてはご高覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。

続いて、「農地利用最適化推進委員の定数減に伴う区域割の変更について」を協議いたします。区割りの変更案を作成しておりますので、事務局より、報告してください。

事務局

それでは説明させていただきます。今回、議案とともに発送させていただいたA3版が新しい案です。本日A4版でお配りしているのは、現在の状況になります。この農業委員及び推進委員の定数条例の改正につきまして、この9月市議会で議決をいただきましたので、次期任期から農業委員が19名、推進委員が48名となります。

農業委員と推進委員の募集につきましては、この11月1日から始めることとなりますが、推進委員は区域を定めて募集を行い、農業委員会が委嘱することとなりますので、この48名の区割の協議をお願いするものです。

変更の案につきましては、地域や位置、受け持つ面積などを勘案し作成しております。統合する区域に網掛けをしております。現在の第1区と第2区を統合して新たな第1区とし、また現在の第22区から第25区の4区を新たな第21区から第23区の3区として、全体で48の区域としております。以上、ご協議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいまの区割りの変更案について、何かご意見等ございませんか。

今回の変更案では岩国市内の街中の所と周東町の祖生地区、この地区での区割変更となります。ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議等が無いようですので、この区域割に決定させていただきます。

そのほか、伝達事項がございませんか。

事務局

事務局から3点ほど連絡をさせていただきたいと思います。

まず一点目ですが、来月11月総会の後なのですが、毎年恒例の山口県農業会議の研修会を開催させていただくことになりました。2時間程度を予定しておりますが、お手元にこちらの冊子があると思います。これがテキストになりますので、次回はこちらを必ずご持参いただくようお願いいたします。91号と書いてあります。24年度版になりますので、こちらの方をご持参いただくようお願いいたします。

2点目ですが、互助会費についてなんです、今まで毎月の報酬の方から2,000円ほど天引きさせていただいておりますが、2,000円の互助会費を管理する口座の方に入金するのに10月分から手数料が毎月770円ほどかかるようになるという連絡がございました。

現在の残金が60万弱ございまして、年度末3月末までに予定する支出が農業委員の手帳の関係で、十分まかなえる範囲でございまして、手数料払うのももったいないので10月分以降年度末まで互助会費の方の天引きを中止させていただいたらというふうに思いますがよろしいでしょうか。

では今後、来年度以降の互助会については、また新しい委員さん、新しい年度になってから規約の方改定させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

それと最後になりますがお手元の方にクリップ留めで農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの募集方法の様式を一応お配りさせていただいております。

一般の方についてはですね、11月1日からの募集ということで、市報とホームページの方で広報させていただくようになります。こちら必要に応じて使っていただいて、もし不足等ございましたら各担当の方にお問ひ合わせをいただければと思います。一応現在の農地利用推進委員については10月末の最後の週に、あと10日ぐらいですかね、に各自に発送させていただくことは予定しておりますので、一応申し添えさせていただきます。以上、事務局からの連絡は以上です。

議長

その他、委員の皆さんから何かございませんか。それでは本日の総会の方は以上をもち、終了したいと思います。

次回の定例総会が先ほど事務局の方もありましたように、11月14日の木曜日、岩国市民文化会館の第一研修室この会場を予定しております。ただし先ほどありましたように、総会終了後に研修会を行いますので、通常より30分前倒して開始時間が午前9時30分。11月14日の9時30分からこの会場です。

12月の総会が12月6日の金曜日は午後の開催としたいと思っておりますのでその後ですね、昨年、ここ数年懇親会の方開催しておりませんので、まだ我々の任期の最終年度でございまして、忘年会かねて懇親会の方を開催予定しております。ご案内につきましては11月総会の資料送

付の中に、一応中に入れておきたいと思いますので、出欠の方はですね総会の折に提出いただけたらと思います。それではまだまだ日中暑い時が続きますけれども、くれぐれも体のご自愛していただけたらと思います。
以上をもちまして本日の総会の方を終了したいと思います。

次回総会について

令和6年11月14日 木曜日 午前9時30分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前11時、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅川仁樹

署名委員 藤村浩司

署名委員 刀祢明 薫